

報告第 3 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加藤 憲一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 7 年 1 月 23 日
- 2 損害賠償額 37,042 円
- 3 相手方 市外在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 11 月 28 日午前 10 時 7 分頃、市内前川 778 番地付近の市道 5303 において、環境事業センター職員が運転する公用車が、直進してきた相手方車両を避けるため左にハンドルを切り停車しようとしたところ、当該車両の右側面の一部と接触し、これを破損させた。